

地方独立行政法人 桑名市総合医療センター
一般事業主行動計画

桑名市総合医療センター職員が仕事と子育てを両立させることができ、能力を十分発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2、内容

【目標】

休暇を取得しやすい環境づくりに取り組み、年次休暇取得の向上に取り組む。

【対策】

- ・年次有給休暇以外の休暇について、職員が利用できる休暇制度・休業制度の確認がしやすいよう周知を行う。
- ・所属長が毎月年次有給休暇の取得状況について把握できる体制を整え、所得状況が思わしくない職員について声掛けを行う等により取得促進に取り組む。
- ・年次有給休暇5日間の取得義務のある職員については、必ず年5日以上取得できる環境整備を行う。
- ・年次有給休暇取得率の向上に取り組む、取得率70%以上を維持する。

【目標】

男女を問わず職員が子育て等をしながら働くことができるよう両立支援を促進し、令和12年までに女性の育児休業取得率100%を維持し、男性育児休業取得率60%を達成する

【対策】

- ・職員が育児休業等を取得する場合、業務に支障が出ないように業務分担の見直しや代替要員の確保等の措置を講じ、職員が制度を積極的に活用できるように努める。
- ・男性職員が利用できる子育て等に関する制度について周知し、利用促進に努める。
- ・育児休業から復帰する職員に、院内保育所の概要・内容の案内、育児短時間勤務制度など利用できる制度の案内をすることにより、仕事と子育ての両立支援を行う。
- ・休暇中の職員に院内広報等を配布し、休暇中も情報共有ができ職場復帰しやすいような環境づくりに取り組む。

【目標】

時間外労働の削減に取り組む、全体の月平均時間外労働を10時間以内を維持する。

【対策】

- ・所属長が毎月時間外実績状況について把握できる体制を整え、長時間勤務の職員が発生した部署は職員間の仕事量の均衡を図り、時間外削減できるような体制の整備を行う。
- ・時間外労働は、例外的に行われるものであるという認識を徹底し、帰宅しやすい職場環境を構築する。